

障害基礎年金などを受給しているひとり親のご家庭の皆さまへ 「児童扶養手当」が変わります

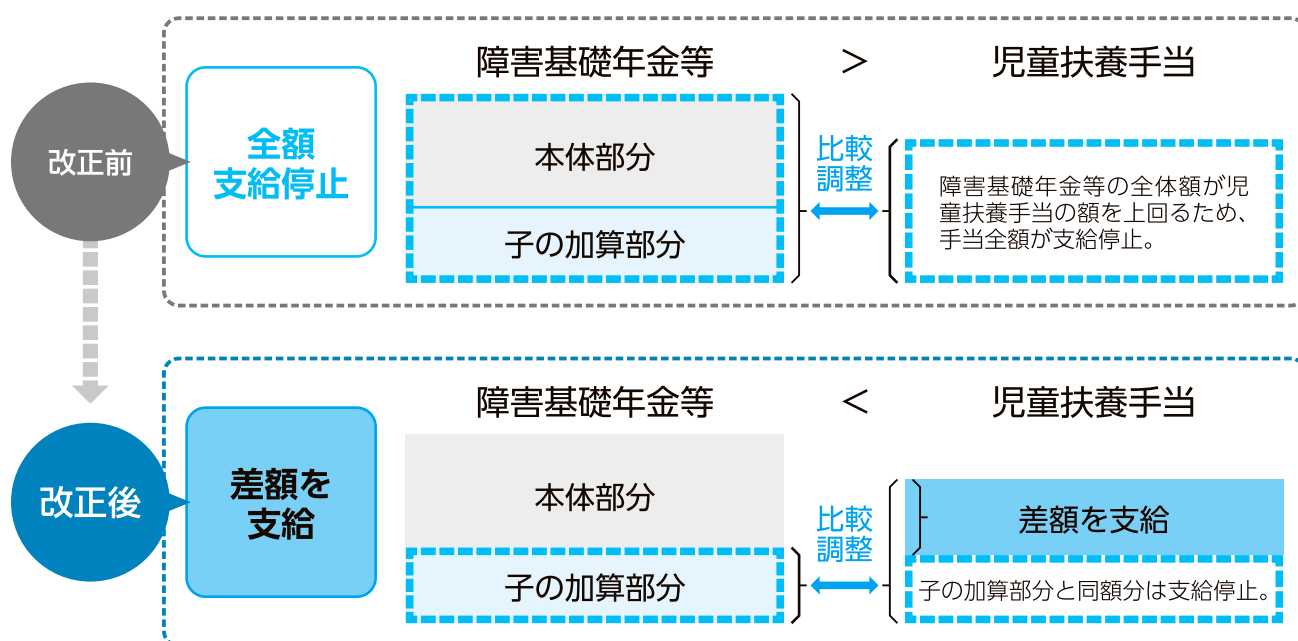
「児童扶養手当法」の改正により、令和3年3月分（令和3年5月支払い）から障害基礎年金など（※1）を受給している人の「児童扶養手当」の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変わります。

（※1）国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。

1. 見直しの内容（令和3年3月分（令和3年5月支払い）から）

現在、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金の額が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当が受給できず、就労が難しい人は厳しい経済状況におかれています。

そこで、令和3年3月分からは**児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給**できるようになります。



障害基礎年金など以外の公的年金など（遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償、障害厚生年金3級）のみを受給している人はこれまでと同様、公的年金などの額が児童扶養手当を下回る場合は差額分を受給できます。

2. 支給制限に関する所得の算定が変わります

児童扶養手当制度には、「受給資格者」と受給資格者と生計を同じくする民法上の「扶養義務者（子どもの祖父母など）」について、前年の所得に応じて支給を制限する取り扱いがあります。令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金などを受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付など（障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など）が含まれます。

3. 手当を受給するための手続き

- ①既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている人は、原則申請は不要です。
- ②①以外の方は、児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。令和3年3月1日に支給要件を満たしている人は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当てから受給できます。詳しくは役場住民福祉課へお尋ねください。